

カリウム製剤(塩化カリウム等)の適応外使用(用法・用量の逸脱)について

当院では、低カリウム血症に対してカリウム製剤を使用します。患者さんの状態により、添付文書に記載された用法・用量（「40 mEq/L 以下に希釈」「20 mEq/時を超えない速度」「1日 100 mEq を超えない投与量」）を超えて投与することがあります。

1.対象となる患者さん

重度の低カリウム血症で早期の補正が必要な患者を対象に、輸液量の制限または希釈できる量に制約があり、内服での補正が困難/効果不十分と判断された場合。

2.治療の内容

カリウム濃度が高くなる(40 mEq/L を超える)、投与速度が速くなる(20mEq/時を超える)、1日総投与量が多くなる(100 mEq/日を超える)方法でのカリウム製剤の経静脈的投与。

3.主なリスク(副作用)

高カリウム血症とそれに伴う不整脈（重症の場合は心停止に至ることがあります）。
投与部位の痛み、静脈炎、血管外漏出による組織障害（中心静脈にて投与する場合、痛み、静脈炎のリスクは少ないです）。

4.治療を拒否された場合のリスク

規定のカリウム濃度、投与速度、1日の総投与量で治療を行うことにより、低カリウム血症が十分に是正し切れず重症な不整脈を引き起こす可能性があります。また必要量を投与するために輸液量が増えることで、心不全、腎不全、肺水腫等の水分制限が必要な患者では基礎疾患が悪化、カリウム以外の電解質が大きく崩れる可能性があります。

5.安全管理(当院の対応)

採血でカリウム値・腎機能等を確認しながら調整して投与します。

※必要に応じて心電図モニタリング、輸液ポンプ等で投与速度を管理します。

異常があれば直ちに減量や中止、処置をします。

6.拒否する権利

本適応外使用は、重症の低カリウム血症に対する治療の選択肢の一つです。この使用方法を望まれない場合、あるいは内容について不安や疑問がある場合には、いつでも担当医師または看護師にお申し出ください。申し出をされた場合には、この方法による治療は行わず、可能な範囲で別の方法による治療を検討します。

すでに同様の治療を受けている、または受ける予定である場合でも、患者さん・ご家族の意思に基づき、治療方針の変更を含めて相談することができます。拒否または変更の申し出をされたことにより、今後の診療で不利益を受けることはありません。

7.承認および責任

・院内審査・承認

本適応外使用は、当院薬事委員会において、医学的妥当性や安全性、代替手段の有無などを事前に審査し、承認を受けたうえで実施しています。

・責任者

旭労災病院 院長

【申し出・お問い合わせ先】

本内容について、ご不明な点やご心配な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。診療内容やご自身の治療への適用の有無など、個別の状況についてもご相談いただけます。

旭労災病院 各診療科担当医師 電話 0561-54-3131（代表）